

迷惑メールブロックサービス 利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、[エヌ・ティ・ティ・ソナント株式会社](#)(以下「当社」という。)が提供する「迷惑メールブロックサービス」(以下「本サービス」という。)の利用について定めるものです。
2. 本サービスの契約者(以下「ユーザ」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 適用

1. 本規約はユーザと当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。
2. 本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP通信網サービス契約約款](#)又はドリームネット利用規約-メール会員向け(以下「ドリームネット利用規約」といいます。)が適用されるものとします。
3. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の変更(略)

第4条 契約の単位

1. 当社は、[IP通信網サービス契約約款](#)に規定する第2種契約者に係る1のメールアドレス又はドリームネット利用規約に係る1のメールアドレスにつき、1の迷惑メールブロックサービス 契約を締結します。

第5条(略)

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、[株式会社NTTドコモ](#)(以下「当社」という。)が提供する「迷惑メールブロックサービス」(以下「本サービス」という。)の利用について定めるものです。
2. 本サービスの契約者(以下「ユーザ」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 適用

1. 本規約はユーザと当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。
2. 本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)又はドリームネット利用規約-メール会員向け(以下「ドリームネット利用規約」といいます。)が適用されるものとします。
3. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の変更(略)

第4条 契約の単位

1. 当社は、[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)に規定する第2種契約者に係る1のメールアドレス又はドリームネット利用規約に係る1のメールアドレスにつき、1の迷惑メールブロックサービス 契約を締結します。

第5条(略)

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>第6条 本サービスの申込の不承認と取り消し</p> <p>1. 当社が、前条に規定する利用申込者からの申込みに対して承諾した時をもって、契約の成立 とします（以下「本契約」という。）</p> <p>2. 利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 利用申込者が IP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約者又はドリームネット 利用規約に規定する契約者ではない場合</p> <p>(2) 利用申込者が IP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約に係る電子メールアドレスを保持していない場合</p> <p>(3) 利用申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、又は、添付書類に不備がある場合</p> <p>(4) 利用申込者が未成年の場合、成年被後見人、被補佐人の場合（未成年者が当社所定の様式により親権者等法定代理人の同意を得た場合、また、成年被後見人、被補佐人が当社 所定の様式により法人代理人又は補佐人の同意を得た場合を除きます）</p> <p>(5) 利用申込者が、過去に第8条（利用停止および利用解除）の処分を受けたことがある場合</p> <p>(6) 利用申込者が、IP通信網サービス契約約款に規定する料金又は工事に関する費用又はドリームネット利用規約に規定する料金の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがある場合</p> <p>(7) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合</p> <p>3. 当社は、利用申込を承認した後であっても、承認したユーザが前項のいずれかの事項に該当 することが判明した場合は、当該承認を取り消すことができるものとします。</p> <p>第7条（略）</p>	<p>第6条 本サービスの申込の不承認と取り消し</p> <p>1. 当社が、前条に規定する利用申込者からの申込みに対して承諾した時をもって、契約の成立 とします（以下「本契約」という。）</p> <p>2. 利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 利用申込者が IP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種契約者又はドリームネット 利用規約に規定する契約者ではない場合</p> <p>(2) 利用申込者がIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種契約に係る電子メールアドレスを保持していない場合</p> <p>(3) 利用申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、又は、添付書類に不備がある場合</p> <p>(4) 利用申込者が未成年の場合、成年被後見人、被補佐人の場合（未成年者が当社所定の様式により親権者等法定代理人の同意を得た場合、また、成年被後見人、被補佐人が当社 所定の様式により法人代理人又は補佐人の同意を得た場合を除きます）</p> <p>(5) 利用申込者が、過去に第8条（利用停止および利用解除）の処分を受けたことがある場合</p> <p>(6) 利用申込者が、IP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する料金又は工事に関する費用又はドリームネット利用規約に規定する料金の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがある場合</p> <p>(7) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合</p> <p>3. 当社は、利用申込を承認した後であっても、承認したユーザが前項のいずれかの事項に該当 することが判明した場合は、当該承認を取り消すことができるものとします。</p> <p>第7条（略）</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>第 8 条 利用停止および利用解除</p> <p>1.当社は、ユーザが次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止および解除する事があります。</p> <p>(1)当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、IP 通信網サービス契約約款に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。）</p> <p>(2)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき</p> <p>(3)前 2 号のほか、この規約に反する行為であって、本サービス又は IP 通信網サービス又は ドリーム ネット利用規約に規定するドリームネット利用サービス（以下「ドリームネット サービス」といいます。）に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(4)当社に損害を与えたとき</p> <p>(5)その他、ユーザとして不適当なとき</p> <p>2.当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をユーザに通知します。この場合において、IP通信網サービス契約約款に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>第9条～第10条（略）</p> <p>第 11 条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社の プライバシーポリシー（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）に定めるところによります。</p> <p>第12条（略）</p>	<p>第 8 条 利用停止および利用解除</p> <p>1.当社は、ユーザが次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止および解除する事があります。</p> <p>(1)当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、IP 通信網サービス契約約款（OCN）に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。）</p> <p>(2)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき</p> <p>(3)前 2 号のほか、この規約に反する行為であって、本サービス又は IP 通信網サービス又は ドリーム ネット利用規約に規定するドリームネット利用サービス（以下「ドリームネット サービス」といいます。）に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(4)当社に損害を与えたとき</p> <p>(5)その他、ユーザとして不適当なとき</p> <p>2.当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をユーザに通知します。この場合において、IP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>第9条～第10条（略）</p> <p>第 11 条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社の プライバシーポリシー（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）に定めるところによります。</p> <p>第12条（略）</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第 13 条 利用料金の支払い義務等

1. ユーザは、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月（1の 暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金 月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表に規定する 利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に 含まれる場合は、料金表に規定する利用料金の支払いを不要とします（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります）。なお [IP通信網サービス契約約款](#)に規定するタイプ 3 のコース 2 およびコース 3 については本項の適用はなく、[IP通信網サービス契約約款](#)の規定に従うものとします。

2.～5. (略)

第 14 条 免責事項

1. 本サービスは、ユーザの目的に適合すること、期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又はユーザ端末設備及びその中に インストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他完全な 機能を果たすことを保証するものではありません。

2. ユーザが本サービスの利用によりユーザや第三者（他の利用者を含みます。）に対し損害を与えた場合、ユーザは、自己の責任でこれを解決するものとします。

3. IP通信網サービスの不具合等に起因する当社の責任については、[IP通信網サービス契約約款](#)を適用するものとし、ドリームネットサービスの不具合等に起因する当社の責任については、ドリームネット利用規約を適用するものとします。その場合、当社は、[IP通信網サービス契約約款](#)及びドリームネット利用規約に規定する責任以外は責任を負わないものとします。

4. 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、前 3 項の規定は適用しません。

5. 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免 責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の 強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大 限の範囲にて当社は免責されます。

第15条～第17条 (略)

料金表通則

1. 料金の計算方法等 (略)

第 13 条 利用料金の支払い義務等

1. ユーザは、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月（1の 暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金 月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表に規定する 利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に 含まれる場合は、料金表に規定する利用料金の支払いを不要とします（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります）。なお [IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) に規定するタイプ 3 のコース 2 およびコース 3 については本項の適用はなく、[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) の規定に従うものとします。

2.～5. (略)

第 14 条 免責事項

1. 本サービスは、ユーザの目的に適合すること、期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又はユーザ端末設備及びその中に インストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他完全な 機能を果たすことを保証するものではありません。

2. ユーザが本サービスの利用によりユーザや第三者（他の利用者を含みます。）に対し損害を与えた場合、ユーザは、自己の責任でこれを解決するものとします。

3. IP通信網サービスの不具合等に起因する当社の責任については、[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) を適用するものとし、ドリームネットサービスの不具合等に起因する当社の責任については、ドリームネット利用規約を適用するものとします。その場合、当社は、[IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) 及びドリームネット利用規約に規定する責任以外は責任を負わないものとします。

4. 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、前 3 項の規定は適用しません。

5. 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免 責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の 強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大 限の範囲にて当社は免責されます。

第15条～第17条 (略)

料金表通則

1. 料金の計算方法等 (略)

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>2. 利用料金の支払い</p> <p>(1)ユーザは、利用料金について、当社が定める期日までに、IP通信網サービス契約約款に定める請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2)利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>3.～5. (略)</p> <p>6. 延滞利息等</p> <p>ユーザは、請求代金に関して支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内 (IP通信網サービス契約約款の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。) に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>利用料金 (略)</p>	<p>2. 利用料金の支払い</p> <p>(1)ユーザは、利用料金について、当社が定める期日までに、IP通信網サービス契約約款 (OCN) に定める請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2)利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>3.～5. (略)</p> <p>6. 延滞利息等</p> <p>ユーザは、請求代金に関して支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内 (IP通信網サービス契約約款 (OCN) の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。) に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>利用料金 (略)</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

附 則 (令和5年6月15日) レパN第009600000741-01号

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

(吸収合併に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 (以下「レゾナント」といいます。) が次の表の左欄の規約 (以下「旧規約」といいます。) の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約 (以下「新規約」といいます。) の規定によるものとします。

旧規約	新規約
迷惑メールブロックサービス 利用規約	迷惑メールブロックサービス 利用規約

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

～2023年6月30日	2023年7月1日～